

## 恵庭市社会教育委員について

## 1 社会教育とは

社会教育とは、法律や答申では、“「学校外の教育活動」として、社会（生活のあらゆる機会と場）において、国民の一生涯あるいは生涯の各時期において、「組織的」で「教育的に高める活動」であること”とされています。ただ昨今においては、法律だけでは説明しきれないものとして幅広く解釈されています。

## ○教育基本法

（社会教育）

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

## ○社会教育法

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

## ○社会教育審議会答申（昭和46年）

（一）今後の社会教育は、国民の生活の多様な機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するものとして広くとらえること

## 2 社会教育委員とは

社会教育委員は、法律および本市条例によって、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会への助言等を目的として設置が規定されています。

## (1) 設置について

## ○社会教育法

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

## ○恵庭市社会教育委員設置条例

（設置）

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条の規定により、本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

## (2) 職務について

### ○社会教育法

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

### ○恵庭市社会教育委員の会議規則

(審議事項)

第3条 委員の会議は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第17条の規定に基づき、教育委員会に述べる意見について審議するものとする。

- 2 委員の会議の審議に基づいて提出される意見は、社会教育委員全体の意見とみなすものとする。

## 3 社会教育委員の活動

### (1) 社会教育委員の会議

社会教育委員の主な活動は、社会教育委員の会議へ出席し、社会教育に関して意見し、教育委員会へ述べる意見について全体で審議することです。年間おおむね2回程度(5月・翌2月)開催予定です。



合同委嘱状交付式



社会教育委員の会議

## (2) 社会教育委員の自主研修会

本市の社会教育委員として特徴的な活動が社会教育委員の自主研修会です。これは、委員の皆さんから「行政への提言や、社会教育委員としてまちづくりを進めるうえで、自主的な学習が必要」との声があがったことをきっかけに、平成16年度より開催しているものです。おおむね2カ月に1回程度開催し、それぞれの活動報告や、課題を出し合い共有することで見識を高めています。



## (3) 関係機関委員としての会議参加

社会教育委員は、各種関係機関への会議の参加を求められることがあります。特に「恵庭市生涯学習推進協議会」は、恵庭市民の皆さんの生涯学習を推進・支援するうえで重要な指針となる「恵庭市生涯学習基本計画」の計画策定を担う機関であり、その中核をなすのが社会教育委員の皆さんです。



## (4) 各種研修会への参加

また、社会教育委員には、社会教育を学ぶための各種研修会の機会が用意されています。研修会では道内各地の社会教育委員との交流もあります。事務局より都度ご案内しますので、ぜひご参加ください。



#### 4 社会教育委員に求められること

一般的に社会教育委員は、“地域の代弁者”や“住民と行政のパイプ役”と評されています。社会教育員の皆さんには、地域の声を行政に届けていただき、社会教育行政の施策および各種事業へ反映させていくことが期待されています。

#### 5 今後のスケジュール

行事名	日程(予定)	場所
【恵庭市】社会教育委員の会議（第1回）	5月26日	島松公民館
【全道】社会教育委員長等研修会（札幌）	7月16日～17日	かでの2.7
【石狩管内】社会教育関係職員等研修会	7月頃	千歳市（予定）
【全道】社会教育研究大会（稚内大会）	11月11日～12日	稚内総合文化センター（稚内市）
【石狩管内】石狩管内市町村社会教育委員等研修会	11月下旬	フォーラム石狩と同時開催
【石狩管内】フォーラム石狩	11月下旬	未定
【恵庭市】社会教育委員の会議（第2回）	翌2月	島松公民館
【恵庭市】社会教育委員自主研修会	2カ月に1回程度	未定

（参考）委員の皆さんには以下の報酬及び費用弁償が支給されます

- 報酬：日額 6,000 円（恵庭市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 第2条及び第3条）
- 費用弁償：名簿の住所から会議（研修）場所までの旅費（恵庭市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 第4条）

## 恵庭市公民館運営審議会について

### 1 公民館とは

公民館は、地域住民にとって最も身近な学習拠点というだけでなく、交流の場として重要な役割を果たしています。公民館が制度として発足したのは昭和21年からと長い歴史がありますが、今後は社会の要請に応じた的確な取り組みや、子どもや若者、働き盛りの世代も含めて、地域住民が気軽に集える、人間力の向上などを中心としたコミュニティ（地域社会）のためのサービスを総合的に提供する拠点となることを期待されています。

#### ○社会教育法

##### 第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 2 恵庭市島松公民館とは

本市では、昭和58年に市唯一の公民館である「恵庭市公民館」が建設され、その後昭和63年に「恵庭市島松公民館」と名称変更がされました。なお、全国の公民館数（公民館類似施設含む）は1万3,798館なっています（令和3年度社会教育調査より）。

島松公民館は島松地区を中心とした地域活動の拠点であるとともに、デジタルディバイド（情報格差）の解消に向けた環境整備など、地域課題の解決に取り組んでいることが評価され、令和5年「第75回優良公民館表彰（文部科学省）」に選ばれました。



### 3 公民館運営審議会委員とは

公民館運営審議会委員は、法律および本市条例によって、公民館における各種事業の企画実施に関する調査審議を目的として設置が規定されています。

#### ○ 設置及び職務について

##### ○社会教育法

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

##### ○恵庭市公民館運営審議会条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条に規定する公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### 4 公民館運営審議会委員の活動

#### (1) 公民館運営審議会

公民館運営審議会委員の主な活動は、公民館運営審議会へ出席し、公民館事業に関して意見し、全体で審議することです。年間おおむね2回程度(5月・翌2月)開催しています。

#### (2) 関係機関委員としての会議参加

公民館運営審議会委員も社会教育委員同様、各種関係機関への会議の参加を求められることがあります。特に「恵庭市生涯学習推進協議会」は、恵庭市民の皆さんの生涯学習を推進・支援するうえで重要な指針となる「恵庭市生涯学習基本計画」の計画策定を担う機関となっています。

### (3) 各種研修会への参加

主に北海道公民館協会主催の研修や大会がありますが、事務局より都度ご案内しますので、ぜひご参加ください。

## 5 公民館運営審議会委員に求められること

人口減少、少子高齢化、デジタル化など、社会環境が大きく変わるなかで、公民館は「地域課題の解決」や「コミュニティの再構築」の拠点であることが期待されています。そのため、これからの公民館運営審議会委員にも、「公民館事業の調査審議」だけでなく、地域課題の解決につながるような事業を企画する視点や、特定の利用者だけでなく幅広い世代の市民が集うサードプレイスづくりの視点が求められています。

(参考) 委員の皆さんには以下の報酬及び費用弁償が支給されます

- 報酬：日額 6,000 円（恵庭市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 第2条及び第3条）
- 費用弁償：名簿の住所から会議（研修）場所までの旅費（恵庭市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 第4条）

## 恵庭市生涯学習推進協議会について

### 1 生涯学習とは

生涯学習は、生涯にわたる様々な時期に、あらゆる機会や場所において、学習する人の自発性を尊重して行われる、学びや学びあいのことといわれています。そのため、たとえば学校教育や企業内教育のような特定の時期や場所で行われる教育による学習のほか、読書やスポーツ・文化・ボランティア活動など、様々な活動を通じて得られるあらゆる学びのすべてが生涯学習といえます。



恵庭市では、市民の生涯にわたる学びを支えるとともに、学んだことが社会に活かされる仕組みを整えることで、市民一人一人がより豊かで幸せな人生を送ることのできるよう生涯学習の振興に取り組んでいきます。

(第6期恵庭市生涯学習基本計画より一部抜粋)

### 2 恵庭市生涯学習推進協議会とは

恵庭市における生涯学習の推進を図ることを目的とした、「恵庭市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)」があり、社会教育委員と公民館運営審議会委員の皆さんで構成されています。協議会では、恵庭市全体における生涯学習の推進状況について、第6期恵庭市生涯学習基本計画に基づきながら確認・検証していくこととしております。



また、生涯学習にかかわる地道な活動や努力をされている市内団体・個人を対象に、生涯学習推進協議会委員が推薦・表彰を行う「かつてに表彰」も大切な取り組みです。

例年1月頃に委員の皆さんに推薦依頼をいただき、3月頃に「かつてに表彰」表彰式を執り行います。



### ○恵庭市生涯学習推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 恵庭市における生涯学習の推進を図るため、恵庭市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議・検討を行なう。

- (1) 生涯学習基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 生涯学習施策の評価・検証に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に必要な事項

(構成)

第3条 協議会の委員は、社会教育委員及び公民館運営審議会委員をもって構成する。

### 3 今後のスケジュール

年間おおむね3回程度(7月・12月・3月)の会議開催を予定しています。今年度より第6期恵庭市生涯学習基本計画がスタートしたことから、効果的な検証の方法なども含めて熟議を行ないます。

(参考)「恵庭市生涯学習推進協議会」は、体制としては「社会教育委員の会議」及び「公民館運営審議会」の合同会議であることから、以下の報酬及び費用弁償が支給されます

- 報酬：日額 6,000 円(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 第2条及び第3条)
- 費用弁償：名簿の住所から会議(研修)場所までの旅費(恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 第4条)